

# 原発のない福島を！県民大集会



被災自治体から浪江町町長、避難を強いられる大隈町町民の方、福島市

居住の若者からの報告があった。帰還解除がされ、喜んで良いものなのでしょうか、まだまだ本来の生活はでき

3月18日、郡山市、開成山陸上競技場において、原発のない福島を！県民大集会が開催された。水戸地本から28名の参加者があり、全体で5700名の参加者でした。

## 風化させてはならない

# 国労水戸

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
E N Yビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 塚原良雄  
編集責任者 坂下 司

つなげよう  
技術(わざ)と  
魂(こころ)と  
運動を

ない状況です。原発があったことで人生が変えさせられ、福島を返してほしい。本場に原発はいらないと切実な思いが報告されています。また、福島現発事故と放射能災害は、今なお継続中です。福島県民が、全国民の未来のために果たすべき最大の使命は福島第2原発の廃止です。そのことは県民の総意であり、政府と東電は県民の総意を真つ向から踏みに行うものです。立場や利害の違いを乗り越え、力を合わせて「原発のない福島を」のアピールを全体で採択した。その後、県内と県外の2コースに分かれてデモ行進に移りシニプレヒコールを上げ集会は終了した。

## 休憩 34条

労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければならない

### 休憩時間付与義務

労働が長時間継続すると労働者の心身に疲労をもたらす災害が起きやすく、能率が低下したりする。疲労回復のため休憩を与えている

### 休憩時間の3原則

#### 途中付与の原則

休憩時間を勤務の始め又は終わりに与えることは違反である。

#### 一斉付与の原則

休憩は一斉に与えなければならない。労使協定を締結(特定の業種については不要)することで適用除外となる。例外も認められている。

#### 自由利用の原則

休憩時間は自由に利用させなければならない。例外も認められている。